第十六条第二項中「津波」を「設計津波」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項に規定するもののほか、当該防潮堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防潮堤の要求性能にあっては、構造形式に応じて、当該防潮堤を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が当該防潮堤の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。

第十八条第二項中「津波」を「設計津波」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項に規定するもののほか、当該水門の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある水門の要求性能にあっては、構造形式に応じて、当該水門を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が当該水門の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。

第十九条第二項中「前条第一項第一号及び第三号並びに第二項」を「前条（第一項第二号を除く。）」に改める。

第二十七条第二項及び第三十条第二項中「津波」を「設計津波」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの省令による改正後の港湾の施設の技術上の基準を定める省令の規定に適合しない場合においては、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

（港湾法施行規則の一部改正）

3　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号ハ中「第一条第五号」を「第一条第六号」に改める。

別表外郭施設の項中「第一条第三号」を「第一条第四号」に改める。

告示

○消費者庁告示第六号

健康増進法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百十二号）の施行に伴い、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第四項（同法第二十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第二号の規定に基づき、内閣総理大臣が定める区分、項目及び額を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用することとしたので、告示する。

平成二十五年九月十八日

消費者庁長官　阿南　久

健康増進法施行令第三条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額

健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第二号の内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同号の内閣総理大臣が定める項目及び内閣総理大臣が定める額は、同表の上欄に掲げる区分についてそれぞれ同表の中欄に掲げる項目及び同表の下欄に掲げる額とする。

区分	項目	額
乳児用調製粉乳	熱量　水分　たんぱく質　脂質　炭水化物　灰分　ナイアシン　パントテン酸　ビタミンA　ビタミンB_1　ビタミンB_2　ビタミンB_6　ビタミンB_{12}　ビタミンC　ビタミンD　ビタミンE　葉酸　イノシトール　亜鉛　塩素　カリウム　カルシウム　鉄　銅	七十一万六千円
ナトリウム　マグネシウム　リン　α－リノレン酸　リノール酸　カルシウム／リノール酸比率　リノール酸／α－リノレン酸比率	熱量　水分　たんぱく質　脂質　炭水化物　灰分　ナイアシン　ビタミンA　ビタミンB_1　ビタミンB_2　ビタミンD　カルシウム	三十八万八千円
妊産婦、授乳婦用粉乳	熱量　水分　たんぱく質　脂質　炭水化物　灰分　ナトリウム　カリウム	十六万四千円
許可基準型病者用食品	低たんぱく質食品	
	アレルゲン除去食品	熱量　水分　たんぱく質　脂質　炭水化物　灰分　ナトリウム　除去したアレルゲン	十六万千円
	無乳糖食品	熱量　水分　たんぱく質　脂質　炭水化物　灰分　ナトリウム　乳糖又はガラクトース	十五万三千円
	総合栄養食品	熱量　水分　たんぱく質　脂質　糖質　食物繊維　灰分　ナトリウム　食塩相当量　ナイアシン　パントテン酸　ビタミンA　ビタミンB_1　ビタミンB_2　ビタミンB_6　ビタミンB_{12}　ビタミンC　ビタミンD　ビタミンE　ビタミンK　葉酸　塩素　カリウム　カルシウム　鉄　マグネシウム　リン	七十五万二千円
個別評価型病者用食品	食事療法を実施するにあたり、疾病の治療等に関与する食品成分		十七万二千円
えん下困難者用食品	硬さ　付着性　凝集性		四万八千円
特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定するものをいう。）	特定の保健の目的に資する栄養成分（下欄において「関与成分」という。）	関与成分が食物繊維であるもの又は関与成分の試験につき培養の試験を要するもの	二十六万五千円
		右記以外	十六万六千円

注一　熱量は、当該食品中のたんぱく質、脂質及び炭水化物の量にエネルギー換算係数を乗じて算出する。ただし、総合栄養食品にあっては炭水化物に代えて糖質及び食物繊維の量を用いて算出する。

二　炭水化物は、当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、灰分及び水分の量を除して算出する。

三　糖質は、当該食品の重量から、たんぱく質、脂質、食物繊維、灰分及び水分の量を除して算出する。

四　食塩相当量は、当該食品中のナトリウムの量に二・五四を乗じて算出する。

○総務省告示第三百六十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十五年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十八日

総務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明